

多子世帯を応援！

「一時預かり保育（ゆうあいひろば）事業」と  
「ファミリーサポートセンター事業」の  
第2子以降の利用料を全額補助します



18歳未満のお子さまを2人以上養育している子育て家庭の方が利用した際に支払った利用料の全額を補助する制度です。

### 補助の対象

- 一時預かり保育（ゆうあいひろば）事業の利用料
- ファミリーサポートセンター事業の利用料

### 対象となる保護者

宇都宮市に住所がある方で、  
18歳未満の子（※<sup>1</sup>）を  
2人以上養育している方

## 補助対象となる利用者

18歳未満の子（※<sup>1</sup>）のうち、第2子（※<sup>2</sup>）以降の子どもの利用が対象となります。

（※<sup>1</sup>）18歳未満の子とは、18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもです。

（※<sup>2</sup>）ファミリーサポートセンター利用料の補助のうち、第2子については未就学児に限ります。

補助対象となる子どもの年齢	第2子	第3子
一時預かり保育（ゆうあいひろば）	未就学児	未就学児
ファミリーサポートセンター	未就学児まで	中学3年生まで

### 第2子の数え方

例1

子どもが3人いて  
全員が18歳未満



第1子



第2子



第3子

補助対象

例2

子どもが4人いて  
一番上の子が18歳以上



（18歳以上） 第1子



第2子



第3子



第4子

補助対象

## 補助額や申請方法などについて

	一時預かり保育(ゆうあいひろば)事業	ファミリーサポートセンター事業
補助額	利用料の全額を補助します。	協力会員に対して支払った報酬の全額を補助します。 ※ 補助対象となる利用時間は <u>お子さま一人当たり月64時間まで</u> ※ <u>利用をキャンセルした際に生じた報酬、 交通費等の実費については補助対象外です。</u>
申請期間	利用した日の翌月1日から1年以内 (例) 令和6年6月7日に利用した場合、令和7年6月30日まで ※ <u>1年を経過したものは補助対象となりません。</u>	
提出するもの	① 「ゆうあいひろば一時預かり保育事業 利用料補助金交付申請書兼請求書」 ② 「領収証書(原本)」 ※月ごとにまとめて添付(ホチキス留め)	① 「ファミリーサポートセンター事業利用料 補助金交付申請書兼請求書」 ② 「援助活動報告書(原本・依頼会員用)」 ※月ごとにまとめて添付(ホチキス留め)
提出方法	<b>直接持参または郵送</b> ※ 複数月分をまとめて申請できます。 ※ <u>初めて申請を行う際には、申請方法に関する確認等がございますので、原則として、窓口での対応とさせていただきます。</u>	
提出先	<b>【直接持参する場合】</b> 子ども政策課(市役所本庁舎2階 D10 窓口) 〈受付時間〉午前8時30分～午後5時15分(土日祝日、年末年始を除く) <b>【郵送の場合】</b> 〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号 宇都宮市 子ども部 子ども政策課 企画調整グループ宛て	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「領収証書」や「援助活動報告書」の添付がない場合は受付できません。</li> <li>・「領収証書」や「援助活動報告書」の再交付はできませんので、紛失しないようご注意ください。</li> <li>・ご家族のうち、住民票が宇都宮市外にある方がいる場合は、子ども政策課までご連絡ください。</li> <li>・申請書は市のホームページからダウンロードできます。</li> </ul>	

申請書の  
ダウンロードは  
コチラから



## 補助額の決定やお支払いについて

補助金交付申請書兼請求書の受付後、内容を審査し、補助金の決定通知書を送付します。  
また、お支払いについては、請求書に記載の保護者等の口座へ振り込みます。  
※ 申請から支払いまで、概ね2か月かかりますので予めご了承ください。

一時預かり保育(ゆうあいひろば)及びファミリーサポートセンターは、一時的・臨時的な預かりを行う制度です。  
長時間・連用の利用の場合には、お子様の特性に合わせた適切な支援に向けて、養育状況等について、確認させていただく場合があります。

### お問い合わせ先

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 子ども部 子ども政策課 企画調整グループ ☎:028-632-2342